埼玉県秩父農林振興センターほかエコオフィス化改修事業
提案募集要項に関する質問及び回答

番号	頁	項目				質問	回答
		大	中	小	細		
1	2	2	（5）	エ		募集要項2ページ １(5)エ 設備の故障時における緊急要請対応（既存の空調設備及び給排水設備を含む）において対象とする既存給排水設備の範囲は、給排水ポンプや受水槽等の機器のみを指しますか。あるいは配管や水栓、便器等も含みますか。 また、緊急要請対応対象とした既設設備の不具合で修繕作業を行った場合、その修繕費用は省エネルギーサービス料と別に請求できますか。 なお、緊急要請対応は平日日中の対応と考えてよろしいでしょうか。	・配管や水栓、便器等も含む。 ・既設設備の修繕は、省エネルギーサービス料に含まない。 ・庁舎開庁時の対応とする。
2	1	2	（3）	ア		募集要項1ページ １(3)ア にあるとおり個別空調設備に改修する場合、明らかに現況で使用していない空調設備（例えば廊下のファンコイルや倉庫として使用している部屋の空調など）について、改修後も空調を使用できるように改修する必要がありますか。	・空調必要箇所は、別途提示する。
3	1	2	（3）	イ		募集要項1ページ １(3)イ にあるとおりエコオフィス設備の維持管理は、定期保守点検業務のみと考えてよろしいでしょうか。あるいは、消耗品類供給や故障修理作業等の費用も事業者側の維持管理に含まれますか。	・エコオフィス設備については、事業者側の維持管理に含む。